

## 平成25年度 兵庫県環境審議会大気環境部会（第2回）会議録

日 時 平成25年6月10日（月）14：00～15：30

場 所 兵庫県職員会館 多目的ホール

議 題 今後の地球温暖化対策の方針について

|     |         |        |         |        |
|-----|---------|--------|---------|--------|
| 出席者 | 副 会 長   | 村岡 浩爾  | 部会長代理   | 西村 多嘉子 |
|     | 委 員     | 石井 健一郎 | 特 別 委 員 | 小谷 通泰  |
|     | 委 員     | 川井田 清信 | 委 員     | 小林 悦夫  |
|     | 委 員     | 中根 義信  | 委 員     | 西田 芳矢  |
|     | 委 員     | 幡井 政子  | 特 別 委 員 | 福永 征秀  |
|     | 特 別 委 員 | 森山 正和  | 委 員     | 安平 一志  |
|     | 特 別 委 員 | 山村 充   | 委 員     | 渡辺 真理  |

|     |         |        |         |        |
|-----|---------|--------|---------|--------|
| 欠席者 | 会 長     | 鈴木 胖   | 委 員     | 大久保 規子 |
|     | 委 員     | 岡田 真美子 | 特 別 委 員 | 北村 泰寿  |
|     | 特 別 委 員 | 新澤 秀則  | 特 別 委 員 | 山根 浩二  |

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

|                |      |            |       |
|----------------|------|------------|-------|
| 環境管理局长         | 森川 格 | 温暖化対策課長    | 遠藤 英二 |
| 温暖化対策課副課長兼推進係長 | 菅 範昭 | 温暖化対策課計画係長 | 志摩 武士 |
| その他関係職員        |      |            |       |

会議の概要

開 会（14：00）

冒頭、森川環境管理局长から挨拶がなされた。

菅温暖化対策課副課長兼推進係長から委員14名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

審議事項

議題 今後の地球温暖化対策の方針について

審議の参考とするため、事務局（温暖化対策課計画係長及び同課副課長兼推進係長）の説明を聴取した。（資料1～6）

また、前回以降に委員から意見のあった事項に対する対応について、事務局（温暖化対策課計画係長）から説明を聴取した。説明の概要は以下のとおり。

「モーダルシフトについては触れられているが、自営転換や共同輸送など、国でも対策が行われている輸送の効率化も記載すべきである」とのご意見を踏まえ、自営転換や共同輸送など輸送の効率化を図る旨追記して、「モーダルシフト等の促進」に標題を修正し、「共同輸送システム導入等の促進」の項目を追加した。

「低炭素まちづくりで、移動を減らす歩いて暮らせる街づくりについては、触れられているが、住宅自体のエネルギー節約も記載すべきである」とのご意見を踏まえ、p18の「環境性能が優れた建築物の普及啓発」とp20の「長期優良住宅・低炭素建築物の普及促進」を（低炭素まちづくり共通）とした。

「方針2の業務部門で「県の率先導入」の項目がないので追加すべきである」とのご意見を踏まえ、「県の率先行動」の項目を追加した。

「「創エネ」という言葉は定義が曖昧であるので、簡単に使うべきではない。言葉の定義は慎重にすべきである」とのご意見を踏まえ、「創エネ」という言葉は削除し、p1の第1節対策方針策定の趣旨のところを「これにより、再生可能エネルギーの更なる導入とエネルギー使用の一層の効率化を図り、温室効果ガスの排出が少ない低炭素社会の実現を目指す。」とした。

「温室効果ガス削減の試算値について、原発比率の問題であるとの誤解を招くおそれがあるので、どのような趣旨で入れたか説明を書いておくべきである」とのご意見を踏まえ、「県民、事業者、団体、行政等すべての主体で、共通認識を持つことが必要」なことから試算した旨を記載した。

「電気自動車の充電器は、心臓ペースメーカーに影響を及ぼす場合があるので、注釈を追加すべきである」とのご意見を踏まえ、用語解説の「急速充電器」及び「普通充電器」の項目に「心臓ペースメーカーに影響を及ぼす可能性がある」旨を記載した。

#### (主な発言)

(山村委員)

非住宅用太陽光について、ニュース、新聞等で北海道では新規加入の受付が制限されていると聞いた。資料2をみると、北海道の場合は非住宅用のメガソーラーが9割近くということで少し特殊な状況であるのは想像できるが、兵庫県の場合はメガソーラーの受付制限が生じるのかどうか、知っている範囲で教えていただきたい。

(温暖化対策課長)

先日、北海道では160万kWの申請に対して40万kWしか接続が難しいという報道があった。北海道は広大だが、電力の消費地は札幌の範囲に大体集中する。そのため再生可能エネルギーを追加しても十分な電力の消費がなく、発電の電力量が勝ってしまう場合、対

応が難しいと聞いている。

兵庫県の場合は、瀬戸内の工業地帯、住宅地でかなりの電力消費があり、瀬戸内は日照条件も良いが、それに対する人口と工場があるので北海道と状況は違っている。ただ兵庫県でも、変電所ごとに電圧、周波数を調節していると関西電力から聞いており、末端では発電はあるが消費がない等の場合は、送電に不具合が生じる可能性があり得る。全体としては瀬戸内を中心とした電力消費において、新規申請の受付には余裕がある。

(小林委員)

対策方針 8 ページ、表 8 の風力発電導入目標において、2012 年がなければ 4 万 3 千 kW から 5 万 6 千 kW の 1 万 3 千 kW 増で違和感はないが、2012 年の導入実績である 5 万 5 千 kW が入ると 2012 年から 8 年かけて 1 千 kW しか伸びないということになる。伸びないという評価をしているなら問題はないが、対策方針の後ろのページで洋上風力を検討しているという表現があり、これを考慮しているなら 8 年間で 1 千増という評価とは辻褃が合わないのではないか。

(温暖化対策課長)

2012 年度の段階で淡路島の北部に関西電力が 2 千 kW の大型風力発電を 6 機、合計 1 万 2 千 kW 設置しているが、2013 年以降では大型の風力発電は住宅地での騒音の問題や郡部の貴重な野生の動物、景観等の様々な課題があり、具体的な計画が聞こえてこない。そこで 2013 年以降において我々が想定しているのは、いくつか導入が進んでいる 10kW から 100kW という小型、中型の風力発電であり、その部分が今のところ(+1)の 1 千 kW ということである。また、洋上風力については、茨城県の海岸線、環境省のモデル事業による浮体式などの新しい動きが出てきている段階であり、不確定要素が高く、数値化するのが難しい。兵庫県では淡路島西側にあわじ環境未来島構想の関連でできないか調査がされているところであるが、風力発電に理想とされる風速には満たなかったようで、引き続き検討が必要であるという認識である。洋上風力が具体化した際にはこれを上乘せして見直していく。

(森山委員)

第 5 章 26 ページ 2 番のヒートアイランド対策の推進の所で、主なものとして屋上緑化等地表面被覆の改善、ライフスタイルの改善等とある。しかし、ヒートアイランドの原因の 1 つに建物が建て込むことによる風通しの悪さもあるので、ここに市街地の風通しを意識した文言を加えてほしい。例えば、ヒートアイランド対策推進の前文に「屋上緑化等地表面被覆の改善や、市街地の風通し、ライフスタイルの改善」と加筆する。あるいはヒートアイランド現象の地域特性の把握のところに「人工排熱の人為的要因や、市街地の風通し、自然公園等の自然的要因を含めた地域特性を把握する。」と加えるなどである。

(温暖化対策課長)

指摘のとおり、ヨーロッパなどでは街づくりの際に風通しも考慮して地域計画が立てられている。今後兵庫県でも再開発計画を進めていく時は当然風通しも意識する必要がある。前段のライフスタイルの前のところか最後の項目の自然公園の前のところに、風の通り道に関する記述を追加する。

(福永委員)

運輸部門のモーダルシフトについてだが、平成 2 年の規制緩和以後なかなか進まない。従来は近畿圏あるいは都道府県という形で事業者、地域が限定されていたのだが、規制緩和で運輸地域が広域的に展開され、よりトラックで配送しやすい状況になったためである。しかし、将来的には燃料高騰によりトラックが動かせなくなり、自然と廃止になるだろう。これに対し、モーダルシフトを行うのは、業界にとっても社会にとってもいいことだが、規制緩和の動きを無視して強引に進めれば、全国 6 万 3 千、兵庫県では 2 千数百ある事業者が自然淘汰されることとなる。いったいどのように進めていくのかをもっと具体的な状況で提示してもらいたい。

それと低公害車についてだが、運輸業界としては 20 年前から CNG 車、天然ガスの使用を推進するということがあったが、充填場所が増えないなどの理由で上手くいっていない。対策方針を読んでも天然ガスに対する運輸業界の動きについての文言がほとんど入っていない。そういった兼ね合いをどうするのか。

(温暖化対策課長)

1 点目のモーダルシフトについては、トラック運輸での利便性というものが先にきてしまい、鉄道、船舶への転換は、モデル事業で取り組みを試すという段階にとどまっている。また規制緩和に関することは今の段階では具体的な案がなく、モデル的にやるところから善し悪しを見極め、次に生かしていくということしか申し上げられない。しかし、この部分については今後も勉強しながら、続けていきたいと考えている。2 点目の低公害車については、電気自動車以外の低公害車にも目を向けるべきという指摘がパブリックコメントにもあり、例えば 22 ページの低公害車の上から 2 番目の項目のところに天然ガス車などを書いており、その後に充電設備だけでなく燃料供給施設等の表現を盛り込んでいる。県も公用車で CNG 車を使っており、引き続き電気自動車一辺倒ではなく平行して推進していく。

(渡辺委員)

20 ページの住宅の省エネ性の向上について、私はうちエコ診断員として様々な家庭を診断しているが、効果的な対策の中に住宅の省エネルギーが大きく出てくる。比較的取り組みやすいものとして対策方針内では燃料電池等の住宅が紹介されているが、実は窓の対策が非常に効果的だという診断が出てくることが多い。窓から出入りする熱は住宅の中で非常に大きく、内窓の設置や、複層ガラスに代えるなどのアドバイスをすることが多いため、この窓の対策も加えてほしい。

(温暖化対策課長)

毎年新しい取り組みについて対策に加えており、うちエコ診断のメニューに最初はなかったが、途中で追加したものもある。指摘のとおり住宅内の熱は、半分以上が窓を通じて逃げてしまう。また熱の問題だけではなく、結露、カビなど快適な住環境にも関わってくる。基本的には家に対する窓、あるいは二重ガラス、複層ガラスについての文言を検討する。

(西村部会長代理)

他に意見はありませんか。なければ、今後の進め方について、事務局から考えを説明願いたい。

(温暖化対策課長)

本日、いただいたご意見を踏まえ、事務局にて修正をさせていただき、部会長代理に修正点をご確認いただき、鈴木会長にご了解いただいたうえで、中間答申をいただきたい。

(西村部会長代理)

今後の進め方について、事務局から考えの説明があったが、異議はないか。

(異議なし)

(西村部会長代理)

事務局から中間答申について説明願いたい。

【中間答申案（追加配布資料）について温暖化対策課計画係長の説明を聴取した。】

(西村部会長代理)

ただいま、事務局から中間答申案について説明があったが、意見はあるか。

(意見なし)

(西村部会長代理)

それでは、本案について、部会長代理に一任ということで進めさせていただく。

(環境管理局长)

対策方針案について、概ね了承いただいたので、修正箇所について、部会長代理に確認いただいたうえ、なるべく早期に鈴木会長から中間答申をいただけるよう手続を進めていく。